

許せない「駆け付け警護」 ——安倍政権が閣議決定

南スーダンPKO 「殺し殺される」危険 現実

政府は11月15日、南スーダンの国連平和維持活動(PKO)に関し、今年3月に施行された安保法制=戦争法に基づく自衛隊初の任務として「駆け付け警護」を盛り込んだ実施計画の変更を閣議決定しました。

共産党・小池書記局長抗議談話

閣議決定に対し、日本共産党の小池晃書記局長は「今回の決定を断固糾弾、撤回を強く要求する」との談話を発表しました。その概要を紹介します。

駆け付け警護

他国部隊やNGOの職員が攻撃された際に自衛隊も応戦すること

PKO参加5原則

- ①紛争当事者間で停戦合意が確立している
- ②受け入れ国や紛争当事者が日本の参加に同意している
- ③中立性の厳守
- ④(前3方針の)いずれかが満たされない場合、撤収できる
- ⑤武器使用は必要最小限に限る

大前提の停戦合意は崩壊

談話では「南スーダンでは、今年7月に首都における大規模戦闘で数百人が死亡した後も戦闘はつづいている」ことを指摘。それを「戦闘ではなく衝突だ」、「『PKO参加5原則(※左囲み参照)』は維持されている」と強弁して自衛隊派兵を強行する安倍政権を厳しく批判。「国連特別調査報告書(1日発表)」でも、大統領派と副大統領派が昨年8月に結んだ和平合意は「崩壊」したと断定していることを示し、政府の言い分が完全に破たんしていると強調しています。

自衛隊が南スーダン政府軍と戦闘する危険も

国連報告書には国連施設などへの攻撃に南スーダンの政府軍自身が関与したことも認めています。談話ではこうした中で「自衛隊に新任務を付与し、『任務遂行』のための武器使用を認めれば、自衛隊が南スーダン政府軍と戦闘を行うという危険極まる道に足を踏み出すことになる」と警告。さらに警護の対象を、あたかも現地日本人だけのように述べていることに対しても「防衛相も他国軍警護は法律上排除されないと明言している」とし、そのごまかしを厳しく批判しています。

自衛隊は南スーダンから撤退を

談話は、今日のPKOは危険な内容に変質しており「憲法9条を持つ日本がどうも参加できないものになっている」と指摘し、南スーダンからの自衛隊の撤退と、憲法の精神に立った紛争解決のための外交努力などを提起しました。

戦争法廃止。アベ暴走政治ストップ!!

憲法違反の安保法制(戦争法)強行の上に、内戦状態にある南スーダンの状況も無視して、自衛隊に「殺し殺される」危険な任務をおしつけるなど、絶対に許せません。安倍政権の暴走ストップへ、力をあわせましょう。



参議院議員(東京選挙区選出)
弁護士
やまぞえたく

山 添 拓

東京
民報

ご意見・ご要望は 03-3370-0311、FAX 03-3370-0471
2016年11月号外 日本共産党東京都委員会の見解を紹介します。
発行/東京民報社(港区芝1-4-9 平和会館5階) 1965年11月12日第三種郵便物認可

日本共産党